

P T A 会 則

大阪狭山市立南第二小学校

第 1 章 総 則

第 1 条 この会は、大阪狭山市立南第二小学校 PTA と称し、事務局を同校内におきます。

第 2 条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全にして、幸福な成長をはかることを目的とします。

第 3 条 この会は前条の目的を達成するための民主的な団体として活動し、他の営利的・政治的・宗教的な団体の干渉を受けません。また、学校管理や人事に干渉しません。

第 2 章 会 員

第 4 条 この会の会員は、学校に在籍する児童の両親、または保護者と、この学校に勤務する教職員とします。

第 3 章 会 費

第 5 条 この会の経費は会費で支弁します。会費は月額、一世帯 250 円とし、両親の加入を原則とします。

第 6 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日におわります。

第 7 条 この会の会計の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければなりません。

第 4 章 役 員

第 8 条 この会に次の役員をおきます。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 2 名
3. 書 記 2～3 名
4. 会 計 2 名

第 9 条 役員は総会で選出します。役員の任期は 1 年とし、補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とします。但し、再任を妨げません。役員を選出に関する細則は別に定めます。

第 10 条 役員の仕事は次の通りとします。

- 会 長
1. 会を代表し、総会ならびに運営委員会を招集します。
 2. 他の役員および校長の意見を聞いて、常置委員会の委員長・副委員長ならびに委員を委嘱します。
 3. 運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長・副委員長ならびに委員を委嘱します。
 4. 会長は会計監査委員会の招集を除く、すべての集会に出席して意見を述べることができます。

副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行します。

- 書 記
1. 総会および運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録します。
 2. 記録・通信その他の書類を保管します。
 3. 会長の指示に従って、この会の庶務を行います。

- 会 計
1. 総会が決定した予算に基づいて、会計事務を処理します。
 2. 総会において会計監査委員の監査を経た決算の報告を行います。
 3. 予算案の立案に協力します。
 4. この会の財産を管理します。

本部役員及び会計監査委員を務めた方には、永久免除権を与えることとします。

第 5 章 会計監査委員

第 11 条 この会の会計を監査するために会計監査委員を 2 名おきます。会計監査委員は総会で選出します。会計監査委員の任期は 1 年とします。会計監査委員の選出に関する細則は別に定めます。

第 12 条 会計監査委員は必要に応じて随時、会計監査を行うことができます。

第 6 章 総 会

第 13 条 総会はこの会の最高議決機関であって、全会員をもって構成されます。

第 14 条 総会は、定期総会と臨時総会とします。定期総会は、事業報告・決算報告の承認、役員・会計監査委員の選出及び予算案・事業計画案の審議と議決のために開きます。

臨時総会は、運営委員会において必要と認めた時、または会員の 10 分の 1 以上の要求があったときに開きます。

第 15 条 総会の定足数は全会員の 5 分の 1 以上とします。但し委任状をもって出席にかえることができます。

総会の議事は、出席会員の過半数で決めます。但し委任状を含めません。

第 7 章 運営委員会

第 16 条 運営委員会の構成は次のとおりとします。

1. 役員
2. 常置委員会の委員長及び副委員長
3. 学校長、教頭及び教職員代表

第 17 条 運営委員会は原則として年 5 回程度開くこととし、会長が招集します。

第 18 条 運営委員会は役員の補佐機関であって、この会の活動の企画及び運営に関する事項について審議、議決するものとします。

第 19 条 運営委員会は会長、もしくは構成員の 4 分の 1 以上の要求があった時に開きます。

第 20 条 運営委員会の定足数は、委員の現在数の 2 分の 1 以上とします。運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決めます。

第 8 章 常置委員会および臨時委員会

第 21 条 この会の活動に必要な事項についての研究、立案、活動をするために常置委員会及び臨時委員会を設けることができます。

常置委員会及び臨時委員会についての必要事項は細則で定めます。

第 9 章 顧問

第 22 条 この会に顧問を置くことができます。

第 10 章 細則

第 23 条 この会の運営に関する必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定めます。

第 24 条 運営委員会が細則を制定し、または改廃した場合は、その結果を総会において報告します。

第 11 章 改正

第 25 条 この会の会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、改正することができません。

第 12 章 個人情報の取扱

第 26 条 この会の運営で必要とされる個人情報の取得や利用、管理等については、個人情報取扱に関する細則を別に定めます。

(付 則)

この会則は 昭和 49 年 4 月 1 日より施行します。

この会則は 昭和 63 年 5 月 8 日より施行します。

この会則は 平成 2 年 6 月 1 日より施行します。

この会則は 平成 9 年 7 月 1 日より施行します。

この会則は 平成 26 年 4 月 1 日より施行します。

この会則は 令和 2 年 4 月 24 日より施行します。

この会則は 令和 3 年 4 月 1 日より施行します。

役員および会計監査委員選出に関する細則

- 第 1 条 会則第 9 条及び第 11 条の規定に基づき、役員及び会計監査委員選出に関する細則を次のとおり定めます。
- 第 2 条 役員及び会計監査委員の選出を行うときは、候補者指名委員会を設けます。
- 第 3 条 指名委員会は、次の者をもって構成します。
1. 役員・学校長・教頭
 2. 運営委員会において、地区・学級を勘案して推薦された者若干名
 3. 教職員より互選された者若干名
- 第 4 条 指名委員会は、役員及び会計監査委員の候補者を指名します。但し、候補者の承諾を要します。
- 第 5 条 会員は、だれでも立候補できます。但し、その場合、氏名と役職名を指名委員会に、その定まる日までに届け出るものとします。
- 第 6 条 指名委員会は、定期総会の 10 日前までに指名候補者の役職名と氏名を全会員に知らすと同時に、期間を定めて立候補の届出を告示しなければなりません。
- 第 7 条 指名委員会は、すべての選挙事務を処理します。
- 第 8 条 立候補の届出があったときは、総会において選挙を行い、無記名投票による多数決で決めます。
- 第 9 条 指名委員会が立候補の告示をした後、その定める日までに会員より立候補の届出がないときは、指名候補者を無投票当選とします。
- 第 10 条 指名委員会は、その任務が終了したときに解散されます。
- 第 11 条 この細則は、運営委員会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができます。

(付 則)

この細則は、昭和 49 年 4 月 1 日より施行します。

この細則は、昭和 63 年 5 月 8 日より施行します。

常置委員会・臨時委員会に関する細則

第 1 条 会則第 21 条の規定に基づき、常置委員会・臨時委員会に関する細則を、次のとおり定めます。

第 2 条 この会の目的を達成するのに必要な事項を研究・立案し、活動を行うために、常置委員会及び臨時委員会を設けます。

第 3 条 常置委員会及び臨時委員会には、委員の互選により委員長 1 名・副委員長 1～2 名を置きます。任期は 1 年とします。原則再任は認めません。委員の任期は 1 年とします。但し、再任を妨げません。

第 4 条 委員長、副委員長及び委員は会長が委嘱します。なお、会員は児童在学中に原則として、児童 1 名につき一度は委員に委嘱されます。

第 5 条 常置委員会の種類とその任務は、下記のとおりとします。

○ 学 級 委 員 会

1. 学級や学年の担任教師と保護者との連絡を密にし、親睦を図ると共に、学級運営に協力します。
2. 学級や学年の行事又は環境整備に協力し、児童の家庭教育上の諸問題について、その解決を図ります。

○ 地 区 委 員 会

1. 地区会員相互の連絡と親睦を密にするための企画と実践活動を進めます。
2. 学校・子ども会育成会その他の関係機関と連絡を密にし、児童の校外生活の指導と安全の確保に努めます。

○ 広 報 委 員 会

1. 広報活動を通じて、会員相互の P T A 活動に対する関心を高め、理解を深めることに努めます。
2. 会の活動や、児童の家庭教育に役立つ資料・情報の発行をします。

○ 文 化 委 員 会

1. 各種の文化的な常時や活動、及び家庭における会員の教養を高めるための企画と実践を進めると共に、学校の文化的な行事に協力します。
2. 保健体育的な行事の企画と実践を図ると共に、学校における児童の健康教育に協力します。

